

鳥取県告示第637号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）第7条第1項の規定に基づき、次の放置自動車を廃物として認定するので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

放置されていた場所	放置自動車の車名	塗色	その他放置自動車を特定する事項
鳥取市美萩野二丁目228-2 (県営住宅末恒第2団地)	不明 (ニッサン車)	白	なし